

## 意見陳述書

2020（令和2）年11月18日

広島高等裁判所第3部 御中

原告団長 原告番号：市1 高野 正 明

1 私は原爆投下の時、佐伯郡上水内村の上水内国民学校菅沢分校1年生で、教室で朝礼を受けていました。突然、強烈な閃光が走り、数秒後に大きな爆音が生じて校舎の外に飛び出しました。生徒はみんな帰宅することになりました。帰宅途中、雲が出てきて暗くなり、たくさんの焼け焦げた紙切れや木片などが空から落ちてきて、黒い雨が降り出し、黒い雨を浴びました。

その直後から、下痢や発熱、歯茎からの出血や貧血とめまい、脱毛などの急性症状が現れ、現在は右尿管癌、慢性腎臓病や白内障、脊柱管狭窄症を患っています。「黒い雨」を浴びたことに加え、毎日の飲料水や生活用水は谷水を使っていたので、「黒い雨」による放射性微粒子を身体の中に取り込んで被曝したのは間違いないと思っています。

2 国は、1976年に大雨地域を健康診断特例区域に指定しました。この指定に対して、「正確でない」、「なぜ大雨地域だけなのか」などの「黒い雨」被爆者の不満の声が広がり、1978年に広島県「黒い雨」原爆被害者の会連絡協議会が結成され、被爆地域拡大を求め、国や自治体への要求運動を続けてきました。私もこの運動に参加し、2代目会長として活動してきました。

3 しかし、国は、1980年に出された原爆被爆者対策基本問題懇談会の「被爆地域の指定は、科学的・合理的な根拠がある場合に限定して行うべきである」との答申を盾に住民の要求を退けてきました。広島市は2010年に実態調査に基づいて、国の指定地域の6倍の広さの新しい降雨図を作成し、新降雨図の全域を健康診断特例区域にするよう国に求めました。しかし、国の検討会は、

「降雨域の確定は困難であり、放射性降下物が存在した根拠は見い出せず、放射線による健康影響の根拠とならない。」として、要求を認めませんでした。

4 県「黒い雨」連絡協は、要求実現のためには司法に訴えるしかないと判断し、2015年11月に広島地裁に訴訟を起こしました。原告は体調の悪い中、裁判を傍聴し裁判の経過と行方をみまもりました。裁判の最中に取り下げた3名も含め、16名の仲間が帰らぬ人となりました。

5 7月29日の判決の日、広島地裁は、原告84名全員について、被爆者健康手帳の交付を命じる判決を言渡しました。原告・支援者だけでなく、「黒い雨」地域で健康被害に苦しんでいる人たちをはじめ、驚くほど多数の人と団体から共感と喜びの声が寄せられました。私たちの控訴断念と早期救済の要求を踏まえ、広島市と広島県は控訴断念の方針を決め、国に控訴断念を認めるよう交渉を続けました。

しかし、国は不当にも控訴しました。この国の控訴に対して、全国から抗議と撤回を求める声上がりその数は100近くに及んでいます。

しかも、国は、健康診断特例区域の「検証」を行うといい、「検証」に関する「検討会」を組織し、先日第1回の会合が開かれました。しかし、国は、私たちの要求を「科学的・合理的根拠がない」として、40年以上にわたって拒否し続けてきたのです。これに期待することはできません。

6 私たち「黒い雨」被爆者に残された時間は僅かしかありません。控訴審の裁判官の皆さまには、私たち「黒い雨」被爆者を、早く「被爆者」と認めていただくよう、心からお願いして意見陳述と致します。

以上